

(平成25年11月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月

私が20歳になったときに父が国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間当時は父が家族の国民年金保険料をまとめて納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿には、国民年金被保険者の資格取得日が20歳となる前日の昭和48年\*月\*日と記録されているとともに、備考欄に「48.4.3受付」と記載されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年4月上旬に行われたものと推認でき、その時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父は、国民年金制度が発足した昭和36年から60歳になるまでの保険料を全て納付している上、昭和48年度以降は農業者年金に加入しているなど、納付意識の高さが認められる。

さらに、申立人と同様に、申立人の父が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする申立人の次姉については、次姉に係るA市の国民年金被保険者名簿において、20歳になった当月に加入手続が行われたことがうかがえること、及び加入当初の保険料が速やかに納付されたことが確認できることから、申立人の申立期間の保険料についても、申立人の父が納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年3月1日、資格喪失日に係る記録を50年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①は4万8,000円、申立期間②は6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年3月1日から同年5月8日まで  
② 昭和49年12月29日から50年1月5日まで

私は、昭和48年3月から50年4月までA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録において、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言並びにA社から提出された回答書及び社会保険管理簿から判断すると、申立人は申立期間①及び②においてA社に継続して勤務し（申立期間①は同社C工場から同社B支店に異動、申立期間②は同社B支店から同社C工場に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、元同僚の証言及び上記社会保険管理簿から判断すると、申立期間①は昭和49年3月1日、申立期間②は50年1月5日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和49年5月及び同年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、申立期間①は4万8,000円、申立期間②は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 4 月 24 日

私がA社に在籍していた期間に支給された賞与のうち、平成 20 年 4 月 24 日に支給された標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金支給一覧表により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金支給一覧表における保険料控除額から、4万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成18年8月11日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月11日

私は、平成18年3月から20年3月までA社に勤務したが、この間、支給された賞与のうち申立期間の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る給与明細書（賞与）及び賃金台帳から、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社からC社（当時）に異動したが、A社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和46年3月31日、C社の資格取得日が同年4月1日となっている。申立期間は継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、D社（現在は、E社）の関連企業に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「当時の事務担当者が誤って、末日まで在籍していた者の被保険者資格喪失日を当月末日にしていた。」と証言していることから、昭和46年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、同年10月から38年3月までの期間、44年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和37年10月から38年3月まで  
③ 昭和44年4月及び同年5月

私たち夫婦は、家に来た集金人に国民年金保険料を納付していたが、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされているのは納得できない。国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙が検認印によって割印の上、切り取られていること、また、年度の記載が無い国民年金保険料領収カードが有り、それが昭和37年度のものではないかと思うので、確認してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の3冊の国民年金手帳のうち申立期間①に係る2冊の国民年金手帳(昭和36年4月1日発行及び37年9月25日発行)には、このうちの36年4月1日発行の国民年金手帳に国民年金保険料納付済期間となっている昭和38年度から40年度までの検認記録欄に検認印が押されていることが確認できる一方、同手帳及びもう一方の手帳のいずれにも36年度の検認記録欄には検認印は押されていない。

申立期間②について、申立人は4枚の国民年金保険料領収カードを所持し、年度の記載の無いカードには12か月、昭和38年度の領収に係るカードには12か月、40年度から42年度までの領収に係るカードには36か月、43年度から46年度までの領収に係るカードには43年度に12か月の集金人の領収印が確認できるところ、申立人の妻は、そのうち年度の記載の無い1枚の同カ

ードが37年度のものではないかと主張している。

しかしながら、上記3冊の国民年金手帳のうち申立期間②に係る2冊の国民年金手帳（昭和36年4月1日発行及び37年9月25日発行）の同年10月から38年3月までの検認記録欄には検認印は押されていないこと、並びに36年4月1日発行の国民年金手帳の昭和38年度から40年度までの検認記録欄及び昭和37年9月25日発行の国民年金手帳の同年4月から同年9月までの検認記録欄には検認印が押されていることを考え合わせると、上記年度の記載の無い国民年金保険料領収カードは39年度のものとするのが自然である。

申立期間③について、上記3冊の国民年金手帳のうち申立期間③に係る国民年金手帳（昭和41年4月1日発行）の昭和44年度の検認記録欄には検認印は押されていない上、既述のように43年度から46年度までの国民年金保険料領収カードにおいても44年度以降は領収印の欄は空欄となっていることが確認できる。

また、申立人夫婦に係る国民年金被保険者台帳において、申立期間①、②及び③の保険料はいずれも未納となっていることが確認できる。

以上の状況を踏まえると、申立人夫婦が申立期間①、②及び③の保険料を集金人に納付していたと推認することは困難である。

なお、申立人の妻は、「申立期間①、②及び③の保険料が未納とされているが、国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙が検認印によって、割印の上、切り取られている。」と主張しているが、割印を押して印紙検認台紙を切り取ることは、未納の場合にも行う処理であり、納付を裏付けるものではない。

このほか、申立人夫婦が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、同年10月から38年3月までの期間、44年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和37年10月から38年3月まで  
③ 昭和44年4月及び同年5月

私たち夫婦は、家に来た集金人に国民年金保険料を納付していたが、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされているのは納得できない。国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙が検認印によって割印の上、切り取られていること、また、年度の記載が無い国民年金保険料領収カードが有り、それが昭和37年度のものではないかと思うので、確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の3冊の国民年金手帳のうち申立期間①に係る2冊の国民年金手帳（昭和36年4月1日発行及び37年9月25日発行）には、このうちの36年4月1日発行の国民年金手帳に国民年金保険料納付済期間となっている昭和38年度から40年度までの検認記録欄に検認印が押されていることが確認できる一方、同手帳及びもう一方の手帳のいずれにも36年度の検認記録欄には検認印は押されていない。

申立期間②について、申立人は4枚の国民年金保険料領収カードを所持し、年度の記載の無いカードには12か月、昭和38年度の領収に係るカードには12か月、40年度から42年度までの領収に係るカードには36か月、43年度から46年度までの領収に係るカードには43年度に12か月の集金人の領収印が確認できるところ、申立人は、そのうち年度の記載の無い1枚の同カードが37年度のものではないかと主張している。

しかしながら、上記3冊の国民年金手帳のうち申立期間②に係る2冊の国

国民年金手帳（昭和 36 年 4 月 1 日発行及び 37 年 9 月 25 日発行）の同年 10 月から 38 年 3 月までの検認記録欄には検認印は押されていないこと、並びに 36 年 4 月 1 日発行の国民年金手帳の昭和 38 年度から 40 年度までの検認記録欄及び昭和 37 年 9 月 25 日発行の国民年金手帳の同年 4 月から同年 9 月までの検認記録欄には検認印が押されていることを考え合わせると、上記年度の記載の無い国民年金保険料領収カードは 39 年度のものとするのが自然である。

申立期間③について、上記 3 冊の国民年金手帳のうち申立期間③に係る国民年金手帳（昭和 41 年 4 月 1 日発行）の昭和 44 年度の検認記録欄には検認印は押されていない上、既述のように 43 年度から 46 年度までの記入欄がある上記国民年金保険料領収カードにおいても 44 年度以降は領収印の欄は空欄となっていることが確認できる。

さらに、申立人夫婦に係る国民年金被保険者台帳において、申立期間①、②及び③の保険料はいずれも未納となっていることが確認できる。

以上の状況を踏まえると、申立人夫婦が申立期間①、②及び③の保険料を集金人に納付していたと推認することは困難である。

なお、申立人は、「申立期間①、②及び③の保険料が未納とされているが、国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙が検認印によって、割印の上、切り取られている。」と主張しているが、割印を押して印紙検認台紙を切り取ることは、未納の場合にも行う処理であり、納付を裏付けるものではない。

このほか、申立人夫婦が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から同年12月までの期間、42年11月から45年3月までの期間、46年10月から同年12月までの期間及び47年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年7月から同年12月まで  
② 昭和42年11月から45年3月まで  
③ 昭和46年10月から同年12月まで  
④ 昭和47年7月から48年3月まで

私は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、それぞれ居住地の市区町村の役所の窓口で定期的に納付しており、再婚してからは、私が夫の国民年金の加入手続を行い、夫の分と一緒に申立期間④の保険料を納付しているはずであり、申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、「私は、昭和41年5月にA市からB区に転居し、その後、44年初め頃にC区に転居したが、B区役所及びC区役所の窓口で、それぞれ国民年金手帳を持参し国民年金保険料を定期的に納付しており、B区及びC区からは保険料の納付書は送付されて来なかった。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持する昭和41年発行の国民年金手帳には、同年7月以降の印紙検認記録欄に検認印は無く、印紙検認方式により申立期間①、②及び③の国民年金保険料を現年度納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、A市からB区への住所変更年月日が44年3月15日、B区からC区への住所変更年月日が45年5月20日と記載されており、国民年金の住所変更手続が遅れて行われたことがうかがえ、申立人が、それぞれ居住地の市役所窓口で定期的に納付していたと推認することはで

きない。

また、申立期間①の保険料及び申立期間②のうち昭和42年11月から43年3月までの保険料については、A市からB区への住所変更が行われた44年3月時点で過年度納付となることから、申立人が納付したとするB区では窓口での過年度保険料の収納は行われていなかったことから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立期間③について、当該期間直前の昭和45年4月から46年9月までの保険料は、申立人が所持する領収証書により同年2月22日に郵便局において一括で納付されていることが確認できることなどを踏まえると、申立人が申立期間③の保険料をC区役所の窓口で定期的に納付していたと推認することは困難である。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間④について、申立人は、「夫の国民年金の加入手続を行い、夫の国民年金保険料と一緒にD市役所の窓口で申立期間④の保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の任意加入被保険者の加入記録により、昭和49年7月頃に払い出されたことが推認でき、同年7月頃に申立人の夫の国民年金の加入手続が行われたことがうかがえることから、申立人の夫は、申立期間④当時、国民年金に未加入であり、申立人は、申立人の夫と一緒に申立期間④の保険料をD市役所の窓口で現年度納付することはできず、申立人の主張と相違する上、オンライン記録において、申立人の夫の申立期間④の保険料は未納となっていることが確認できる。

また、申立人が申立期間④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間④の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 55 年 3 月までの期間、58 年 4 月から 59 年 9 月までの期間、60 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月から 55 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 9 月まで  
③ 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで  
④ 昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月まで

私は、国民年金の加入手続の時期までは覚えていないが、A 市役所で妻と一緒に加入手続を行った。それ以降、妻が夫婦二人の国民年金保険料を定期的に納付したはずであり、納付書が自宅に届いた場合、そのまま放置しておくことは考えられないので、申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、「国民年金保険料は定期的に納付し、後からまとめて一度に納付した記憶は無い。」と主張しているが、申立期間①、②、③及び④に係る保険料の納付場所、納付金額等、申立人の妻の記憶は不鮮明であり、当該期間の具体的な納付状況は不明である。

また、申立期間①については、申立人夫婦に係る B 町（現在は、C 市）の国民年金被保険者名簿により、昭和 56 年 3 月に申立人夫婦が A 市から B 町に転入したことが確認できるところ、当該名簿の昭和 55 年度の納付記録欄には前住所地で納付済みである旨の押印が確認できる一方、昭和 53 年 3 月から 55 年 3 月の納付記録欄には未納である旨の記載が確認でき、B 町において A 市での保険料納付済期間を確認の上、転入手続が行われていたことがうかが

えることから、同市において申立期間①の国民年金保険料を定期的に納付していたと推認することは困難である。

さらに、申立期間②については、上記被保険者名簿には、昭和 59 年 4 月 9 日及び同年 9 月 11 日に、B 町において国民年金保険料の納付を催告した旨の記載が確認でき、当該催告が行われた時点において、申立期間②の保険料に未納があったことがうかがえる。

加えて、申立期間③については、上記被保険者名簿及びオンライン記録において当該期間前後の昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 61 年 3 月までの期間が申請免除期間となっているところ、当時、申請免除の手続は年度ごとに行い、免除期間の始期は申請のあった日の属する月前の直近の基準月とされており、オンライン記録には申立期間③直後の免除期間に係る申請日が 60 年 10 月 2 日と記録されていることから、当該申請日に基づきその免除期間の始期が同年 7 月となり、このため、年度当初の申立期間③の保険料は未納となった可能性を否定できない。

その上、申立期間④については、オンライン記録において昭和 63 年 6 月 7 日に過年度保険料の納付書が作成された記録が確認でき、当該納付書が作成された時点において、申立期間④の一部の期間に未納があったことがうかがえる。

このほか、申立人の国民年金保険料を自身の分と一緒に納付していたとする申立人の妻も申立期間①、②、③及び④の保険料が未納となっていること、及び申立期間は合計 4 回と複数回に及んでいることから、行政側の年金記録事務において、これほど複数の期間にわたって過誤があったとは考え難い上、申立人の妻が申立人の申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 55 年 3 月までの期間、58 年 4 月から 59 年 9 月までの期間、60 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月から 55 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 9 月まで  
③ 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで  
④ 昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月まで

私は、国民年金の加入手続の時期までは覚えていないが、A 市役所で夫と一緒に加入手続を行い、それ以降、私が夫婦二人の国民年金保険料を定期的に納付した。納付書が自宅に届いた場合、必ず納付したはずであるので、申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料は定期的に納付し、後からまとめて一度に納付した記憶は無い。」と主張しているが、申立期間①、②、③及び④に係る国民年金保険料の納付場所、納付金額等の記憶は不鮮明であり、当該期間の具体的な納付状況は不明である。

また、申立期間①については、申立人夫婦に係る B 町（現在は、C 市）の国民年金被保険者名簿により、昭和 56 年 3 月に申立人夫婦が A 市から B 町に転入したことが確認できるところ、当該名簿の昭和 55 年度の納付記録欄には、前住所地で納付済みである旨の押印が確認できる一方、昭和 53 年 3 月から 55 年 3 月の納付記録欄には未納である旨の記載が確認でき、B 町において A 市での国民年金保険料納付済期間を確認の上、転入手続が行われていたことがうかがえることから、同市において申立期間①の保険料を定期的に納付し

ていたと推認することは困難である。

さらに、申立期間②については、上記被保険者名簿には、昭和 59 年 4 月 9 日及び同年 9 月 11 日に、B 町において国民年金保険料の納付を催告した旨の記載が確認でき、当該催告が行われた時点において、申立期間②の保険料に未納があったことがうかがえる。

加えて、申立期間③については、上記被保険者名簿及びオンライン記録において当該期間前後の昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 61 年 3 月までの期間が申請免除期間となっているところ、当時、申請免除の手続は年度ごとに行い、免除期間の始期は申請のあった日の属する月前の直近の基準月とされており、オンライン記録には申立期間③直後の免除期間に係る申請日が 60 年 10 月 2 日と記録されていることから、当該申請日に基づきその免除期間の始期が同年 7 月となり、このため、年度当初の申立期間③の保険料は未納となった可能性を否定できない。

その上、申立期間④については、オンライン記録において昭和 63 年 10 月 6 日に過年度保険料の納付書が作成された記録が確認でき、当該納付書が作成された時点において、申立期間④の一部の期間に未納があったことがうかがえる。

このほか、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も申立期間①、②、③及び④の保険料が未納となっていること、及び申立期間が合計 4 回と複数回に及んでいることから、行政側の年金記録事務において、これほど複数の期間にわたって過誤があったとは考え難い上、申立人が申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月から53年8月まで

私は、私の妻がA区役所に婚姻届を提出したときに、職員から国民年金の加入を勧誘され、「あなたの国民年金の加入手続を行った。」と妻から報告を受けた。それ以外のことは思い出せないが、妻が私の国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票において、申立人は申立期間においてA区、B区、C区、B区、D市の順に住所を変更しており、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年8月11日に社会保険事務所（当時）から、当時申立人が居住していたA区に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できるが、A区居住者に係る年度別納付状況リスト（昭和57年12月14日現在）の申立人欄には、昭和36年度から44年度までの国民年金保険料の納付月数は全て「00」と表示され、45年度以降は空欄である上、区分欄には「フザイ」と表示されていることから、申立人は、昭和57年12月14日現在、A区において国民年金の不在被保険者として取り扱われており、国民年金被保険者としての住所変更が行われていなかったことがうかがえる。

また、申立期間は163か月と長期間である上、申立人の国民年金に係る住所変更及び国民年金保険料収納は前記の4区市において取り扱うこととなるが、当該区市のいずれにおいても記録誤りが生じるとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、「私は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していない。また、保険料の納付については思い出せないが、妻が私の国民年金の加入手続を行ったのであるから、保険料の納付も行っていたと思う。」と申述しているところ、申立人の妻は既に亡くなっており、上記の状況を聴取できず、申立期間の国民年金保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、勤めを辞めた後の昭和 62 年 6 月頃に A 区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付方法は覚えていないが、仕事の経験上、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した場合は国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、保険料を納付しなければならないことは熟知していたので、同区役所で申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるのに、申立期間が未納期間と記録されていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 62 年 6 月頃に A 区役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、昭和 62 年 4 月 1 日に初めて国民年金被保険者の資格を取得して以降、63 年 4 月 1 日に資格を喪失し、平成 2 年 7 月 1 日に再度資格を取得した後、同年 9 月 10 日に第 1 号被保険者から第 3 号被保険者へ種別変更されているところ、上記種別変更までの資格記録は、いずれも 4 年 2 月 24 日付けで処理され、当該処理日の直後である同年 3 月 9 日に当該時点において納付可能な 2 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

また、申立人の所持する年金手帳の記載から、申立人が平成 2 年 8 月に婚姻した後の氏名により国民年金に加入したことが確認できる。

以上の状況を踏まえると、申立人の国民年金の加入手続は平成 4 年 2 月頃に行われ、この際にそれまでの国民年金被保険者資格を遡って取得したものと推認され、その時点まで申立人は国民年金に未加入であったことがうかがえ、申立期間当時に国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払

出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付方法及び納付金額に関する記憶が不鮮明なため、納付状況は不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 1 日から 33 年 4 月 27 日まで  
私がA社に勤務していた期間について、年金記録では、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金が支給されたとする時期は、同社を退職後、実家に帰っていた時期であり、脱退手当金は受給していないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後2年以内において、被保険者資格を喪失している女性で脱退手当金の受給資格を有する者89名のオンライン記録における脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む50名に支給記録が確認でき、そのうち45名が被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた2名は、「会社が脱退手当金の請求手続きを行ってくれた。」旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと認められる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人のA社における被保険者資格喪失日から1か月以内の昭和33年5月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 平成 4 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額がいずれも 36 万円から 8 万円に下げられていることは納得できないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間①及び②の標準報酬月額は、当初 36 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 4 年 11 月 30 日より後の 5 年 3 月 8 日付けで、申立期間①及び②の標準報酬月額が 36 万円から 8 万円にそれぞれ遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険料の納付が欠けることもあったが、先付小切手を切って支払っていた。」と回答していることから、申立期間当時、保険料の滞納があったことがうかがえる。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は申立期間において代表取締役であることが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本及び平成 5 年 3 月 10 日付け官報により、同社は同年 2 月 \* 日に B 地方裁判所において破産宣告を受けていることが確認できるが、同社の破産手続を担当した破産管財人は、上記減額訂正処理の届出を行ったか否かについて、「同社に関する資料は残っておらず確認することはできないが、管財業務として代表者の社会保険等の手続をすることはできない。」と回答している上、申立人は、同社の代表取締役であったことから、自己の標準報酬月額の上記減額訂正処理について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら当該標準報酬月額の減額処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで  
私は、申立期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、B区に所在したA社に勤務していた。」と主張している。

しかし、A社は、昭和 36 年 9 月 1 日に新規に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、A社は、昭和 39 年 11 月 1 日に事業不振による解散を理由に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主と思われる者は既に死亡しており、申立期間当時の賃金台帳や源泉徴収票等の所在は不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、新規適用日である昭和 36 年 9 月 1 日に資格取得している 8 名のうちの 1 名は、「A社では福利厚生は無く、厚生年金保険、健康保険及び失業保険には加入していなかった。」と供述している上、ほかの 3 名は既に死亡しており、残る 4 名は基礎年金番号に統合されておらず所在が不明のため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、当該 8 名の中に申立人が記憶していた元同僚の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間において、自宅近くのA社B支店に知人と一緒に勤務した。年金記録において、厚生年金保険被保険者記録が無いが、勤務していたことは間違いないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における仕事内容を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、A社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「会社保管資料（厚生年金加入者名簿）及び健康保険組合保管資料（健康保険被保険者台帳）とも、申立人に関する記録は確認できない。」とした上で、「申立期間前後1年の期間で厚生年金保険関係届書を調査したが、申立人に係る資格取得届及び資格喪失届は無いことから、厚生年金保険の届出は行っていないと思う。資格取得の届出を行っていない者の給与から厚生年金保険料を控除することは考え難い。」と回答している。

また、申立人は、夫の元同僚の妻に誘われたので、A社B支店に同人と一緒に勤務したと述べているが、同人の生存及び所在は確認できず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 6 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 1 月 6 日から 34 年 6 月 4 日まで A 事業所に継続して勤務していたが、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は 32 年 8 月 1 日となっており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されており、納得できないので、調査の上、正しい被保険者記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A 事業所は昭和 32 年 8 月 1 日に新規に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、A 事業所は昭和 41 年 10 月 1 日に適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態、当該事業所の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、新規適用時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 31 人のうち、オンライン記録で所在の確認できる 7 人に文書照会したところ、3 人から回答を得られたが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5322 (事案 2601 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで  
今回、元上司及び元同僚 5 人からの在籍証明書を新たに添付し、私が申立期間においてA社に正社員として勤務したことを証明するので、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元上司及び元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できるものの、i) 当該事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できないこと、ii) 申立人は、申立期間の一部において、申立人の夫が勤務していた事業所が加入していた健康保険及び健康保険組合の被扶養者になっていることが確認できること、iii) 申立人と同日で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚は、「資格取得日より前に当該事業所で勤務していたが昭和 61 年 4 月より前は夫の扶養になっており、同年 4 月から加入と言われた。」と供述していることなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 22 年 10 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな資料として元上司及び元同僚 5 人が記載した申立人に係る在籍証明書を提出しているが、当該在籍証明書には、申立人がA社に勤務していたことは記載されているものの、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる記載は無い。

また、申立期間当時、当該事業所において社会保険関係の事務処理を担当していた社会保険労務士に改めて照会したところ、「申立人については申立期間

に厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出を行っていないと記憶していることから、厚生年金保険料は控除していないと考えられる。」と回答している。

このほかに、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。